青森県における 災害支援ナースの派遣に関する 協定締結について

青森県医療薬務課

2025年10月1日

- (1) 災害支援ナースの制度について
- (2)協定内容について
- (3)派遣の流れについて

- (1)災害支援ナースの制度について
- (2)協定内容について
- (3)派遣の流れについて

概要

- 令和5年度までの災害支援ナースについては、日本看護協会と都道府県看護協会が、被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備(通常の感染症対策を含む)等を行う災害支援ナースの研修を行い(厚生労働省の補助事業)、被災地の避難所等への派遣は、日本看護協会及び都道府県看護協会の活動(ボランティア活動)として実施していた。
- 令和4年の改正医療法により、<u>令和6年度からは、DMAT等と同様に、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、都道府県と医療機関との協定の対象</u>となるとともに(県が協定に基づき医療機関に派遣を依頼し、調整を実施。青森県では派遣調整業務を青森県看護協会に委託)、<u>厚生労働省が研修や広域派遣の場合の派遣調整を行う</u>仕組みとなった(日本看護協会に委託)。災害支援ナースは、災害支援ナース養成研修を修了し、国に登録された者。
- これまでの災害活動に加え、新興感染症発生・まん延時の活動にも対応。派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続きを実施することや、事故補償について都道府県において傷害保険に加入する仕組みとなったことから、より一層安心して活動できる環境が整備された。

災害支援ナースについて 厚生労働省

災害支援ナースの派遣と養成・登録スキーム

(派遣方法)

✓ <u>都道府県と災害支援ナースが所属する施設</u>(病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等)<u>との災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき</u>、 都道府県の要請により、所属施設から派遣される。

(活動場所)

✓ <u>都道府県内の医療機関等で当該施設の管理者の下で活動することが基本</u>となる。 大規模災害時等の場合には、他の都道府県において活動することがある。

(費用支弁)

- ✓ 「災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業」を活用して、必要な資機材 の整備について補助が受けられる。
- ✓ 活動に要した費用は、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都 道府県に対し請求手続を実施し、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支 弁。

災害支援ナースについて 厚生労働省

災害支援ナースの派遣と養成・登録スキーム

災害支援ナースについて 厚生労働省

災害救助法に基づく費用支弁については以下のとおり。

- ① 災害支援ナースの活動が、災害救助法による救助であると認められた場合、 被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、被災都道府県 に求償することができる。
- ② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して費用を支弁する。ただし、同法の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

災害支援ナース養成研修

個別研修 (eラーニング)

全般的事項(講義) 災害各論(講義) 感染症各論(講義)

(20時間以上)



集合研修

全般的事項(講義) 災害(演習) 感染症(演習)

(10時間以上

全てのプログラムを受講

国に登録

災害支援 ナース

災害支援ナースの仕組みの主な変更点

項目	従来の制度	新制度(2024年4月~)
法令などの 根拠	_	改正医療法・改正感染症法に基づく公的制度
派遣の対象	自然災害	自然災害に加え、新興感染症発生・まん延時も対 象
養成・登録	養成:都道府県看護協会·日本看護協会 登録:都道府県看護協会	厚生労働省医政局 (厚生労働省の委託を受けた日本看護協会が企画 し、青森県看護協会が開催)
派遣形態	個人によって異なる (休暇取得や出張など)	原則として所属医療機関の職員としての看護業務 に従事する (業務扱い)
派遣の要請	各県共通の派遣要請ルートなし	被災都道府県の派遣要請に基づく ・都道府県内派遣:都道府県による調整 ・都道府県外派遣:厚生労働省医政局による調整
経費	近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の 実費及び日当を日本看護協会が負担 (それ以外は都道府県看護協会の負担)	公的負担 (協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は 医療隊の派遣に要する費用は都道府県が支弁す る)

- (1) 災害支援ナースの制度について
- (2)協定内容について
- (3)派遣の流れについて

災害支援ナースの派遣に関する協定内容について

概要

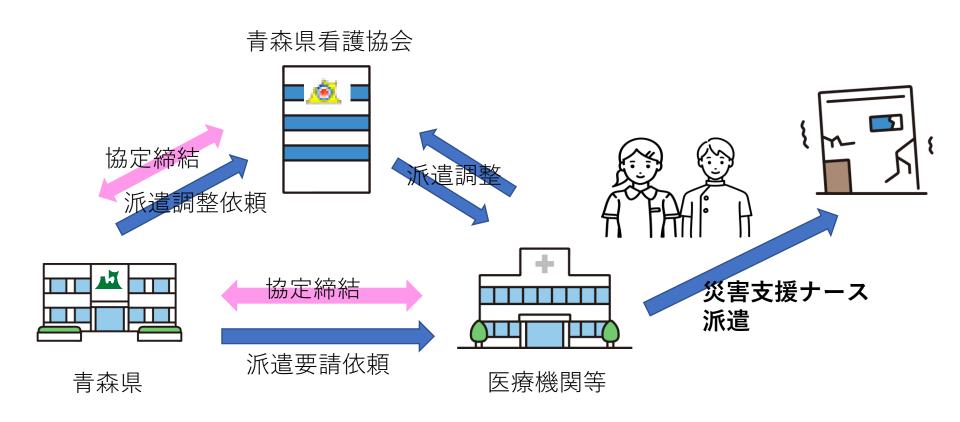
- 青森県の協定では、全医療機関共通で、以下の項目について定めている。
- 同意を得られた医療機関と協定を締結し、災害支援ナースの派遣体制の整備を進める。
 - ✔ 協定の位置づけに関すること (第1条)
 - √ 派遣の要請や活動に関すること(第2、3、4、5条)
 - ✔ 平時に行うこと (第8条)
 - ✔ 派遣の費用や補償に関すること(第9、10、11条)
 - ✔ 協定の有効期間に関すること (第15条)
 - ✔ その他(第6、7、12、13、14、16、17条)
 - 青森県における災害支援ナースの派遣に関する協定
 - 青森県における災害支援ナースの派遣に関する事務取扱要領

<u>https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/saigaishiennurse.html</u> または「青森県災害支援ナースの派遣」で検索

- (1) 災害支援ナースの制度について
- (2)協定内容について
- (3)派遣の流れについて

災害支援ナース派遣の流れ

- 令和7年4月から、青森県が災害支援ナースが所属する医療機関等と締結した協定をもとに、県が医療機関に対し派遣を要請する。
- 派遣調整業務は、青森県看護協会が実施。(県看護協会と派遣調整実務等に関する協定締結)



県内派遣の流れ

(令和7年4月1日~)

青森県医療薬務課

(017-734-9291(直通) / iryo@pref.aomori.lg.jp)

青森県看護協会

(017-723-2857 / ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp)

災害支援ナース・所属施設

災害支援ナース派遣調整依頼書(第1号様式)

受理

派遣可能災害支援ナース名簿 提出依頼書(第2号様式)

派遣可能災害支援ナース 一覧 (第4号様式)を県に提出

派遣可能災害支援ナース名簿 (第3号様式)を青森県看護協 会に提出

災害支援ナース派遣要請 (第5号様式) 要請に基づき災害支援ナースを派遣

現地の被災状況や宿泊可能場 所等について情報提供 現地の被災状況や宿泊可能場 所等について災害支援ナース に情報提供

被災地等での災害支援ナース の活動について連絡調整・安 否確認 災害支援活動

※移動、医療資材等の調達、 生活手段等については自ら 確保

※毎日の派遣活動状況、安否 等について報告

派遣終了後の手続き

(令和7年4月1日~)

青森県医療薬務課

(017-734-9291(直通) / iryo@pref.aomori.lg.jp)

青森県看護協会

(017-723-2857 / ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp)

災害支援ナース・所属施設

受理

県に提出

【災害支援ナース活動終了】 災害支援ナース活動報告書 (第6号様式)を青森県看護協会 に提出

関係書類を確認し所属施設 へ支払い

県に提出

【災害支援ナースの職員が負傷、 疾病罹患、又は死亡したとき】 事故報告書(第7号様式)を 青森県看護協会に提出

関係書類を確認し所属施設 へ支払い

関係書類を確認し青森県看 護協会へ支払い 【派遣調整実務に要する経費について】

災害支援ナース派遣調整実務経費 請求書(第10号様式)及び 災害支援ナース派遣調整実務経費

災害文援ナー人派追調整実務経質 明細書」(第10号様式の2)を県に 請求 【費用弁償、損害補償(該当する 場合)】

費用弁償請求書(第8号様式)、 費用弁償額請求明細書(第8号 様式の2)

損害補償費支給申請書(第9号 様式)を県に請求

県外派遣の流れ

県外で災害発生 感染症まん延

派遣の流れ



厚生労働省

県外派遣依頼

青森県医療薬務課

(017-734-9291(直通) / iryo@pref.aomori.lg.jp)

災害支援ナース派遣調整依頼 書(第1号様式)

受理

災害支援ナース派遣要請(第5号様式)

災害支援ナースに対し、現地の被災状況や宿泊可能場所等について災害支援ナースに情報提供

日本看護協会

派遣調整実務委託

(令和7年4月1日~)

青森県看護協会

(017-723-2857 / ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp)

派遣可能災害支援ナース名簿提 出依頼書(第2号様式)

派遣可能な災害支援ナース一覧 (第4号様式)を県に提出

災害支援ナース・所属施設

派遣可能災害支援ナース名簿 (第3号様式)を青森県看護協 会に提出

要請に基づき災害支援ナースを派遣

災害支援ナースに対し、現地の 被災状況や宿泊可能場所等につ いて災害支援ナースに情報提供

被災地等での災害支援ナースの 活動について連絡調整・安否確 認 災害支援活動

※移動、医療資材等の調達、 生活手段等については自ら確保

※毎日の派遣活動状況、安否 等について報告

派遣終了後の手続き

(令和7年4月1日~)

青森県医療薬務課

(017-734-9291(直通) / iryo@pref.aomori.lg.jp)

青森県看護協会

(017-723-2857 / ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp)

災害支援ナース・所属施設

受理

県に提出

【災害支援ナース活動終了】 災害支援ナース活動報告書 (第6号様式)を青森県看護協会 に提出

関係書類を確認し所属施設 へ支払い

県に提出

【災害支援ナースの職員が負傷、 疾病罹患、又は死亡したとき】 事故報告書(第7号様式)を 青森県看護協会に報告

関係書類を確認し所属施設 へ支払い

関係書類を確認し青森県看 護協会へ支払い 【派遣調整実務に要する経費について】

災害支援ナース派遣調整実務経費 請求書(第10号様式)及び災害支援 ナース派遣調整実務経費明細書」 (第10号様式の2)を県に請求 【費用弁償、損害補償(該当する 場合)】

費用弁償請求書(第8号様式)、 費用弁償額請求明細書(第8号 様式の2)

損害補償費支給申請書(第9号 様式)を県に請求